

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会資料

**労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき
雇用保険率を変更する告示の制定について**

1 趣旨

- 平成 22 年度の雇用保険料率については、

- ・ 失業等給付に係る雇用保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 16／1000 であるところ、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 12 条第 5 項）により 12／1000 に引き下げる

（参考） 平成 21 年度の保険料率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 5 号）により、1 年限りの特例措置として 8／1000 とされたところ。

- ・ 雇用保険二事業に係る雇用保険料率について、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」により、特例的に弾力条項（徴収法第 12 条第 8 項）を発動しないこととし、3.5／1000 とする

ことから、雇用保険料率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 22 年度の雇用保険料率について、15.5／1000（農林水産業及び清酒製造業については 17.5／1000、建設業については 18.5／1000）とする。

<平成 22 年度の雇用保険料率>

（ ）内は平成 21 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率			二事業に係る保険料率
			労働者負担	事業主負担	
一般の事業	15.5／1000 (11／1000)	12／1000 (8／1000)	6／1000 (4／1000)	6／1000 (4／1000)	3.5／1000 (3／1000)
農林水産・清酒製造業	17.5／1000 (13／1000)	14／1000 (10／1000)	7／1000 (5／1000)	7／1000 (5／1000)	3.5／1000 (3／1000)
建設業	18.5／1000 (14／1000)	14／1000 (10／1000)	7／1000 (5／1000)	7／1000 (5／1000)	4.5／1000 (4／1000)

3 適用日

平成 22 年 4 月 1 日